|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  その２（Ｂ）（法第２条第１項第４号の営業） |  |
|  （まあじやん屋のみ記載すること） |
|  |  ①客１人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台１台につき時間を基礎として計算する |
|  全自動台につき 円 |
|  半自動台につき 円 |
|  その他の台につき 円 |
|    |  |
|  （ぱちんこ屋及び令第15条に規定する営業のみ記載すること） |
| 令第８条に規定する |   |  玉１個 円 |
|   |  玉１個 円 |
|  メダル１枚 円 |
|  アレンジボール遊技機 |  玉１個 円 |
|  メダル１枚 円 |
|   |  玉１個 円 |
|  メダル１枚 円 |
|   （　　　　　　　） |  につき 円 |
|  |
|    |   （　　　　　　　） |  につき 円 |
|    |  |
|  |  |
|  提供する賞品のうち  | （ 円） |

備考

１ その１の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

２ その１の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。

３ その２（Ａ）は法第２条第１項第１号から第３号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その２（Ｂ）は同項第４号の営業について許可を申請する場合に、その２（Ｃ）は同項第５号の営業について許可を申請する場合に使用すること。

４ その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。

５ その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金の表示方法」欄には、その２（Ａ）又はその２（Ｃ）の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。

６ その２（Ａ）の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。

７ その２（Ａ）の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。

８ その２（Ｂ）の「遊技料金の表示方法」欄には、その２（Ｂ）の「遊技料金」欄又は「ぱちんこ屋及び令第８条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。

９ 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。